

【補助】民工芸品製造事業者の販路開拓に補助

とっとりの匠支援事業費補助金

1 制度概要

高度な技術・技能を持つ県内在住の民工芸品を製造する個人及びグループが新たな販路開拓などを行う場合に支援します。

* 新たな取組の定着までの事業を対象とし、同一地域同一内容での取組についての支援は、原則として3回以内に限りませす。

2 補助対象者

民工芸品を製造する県内の個人又は事業者のグループであり、次の要件に合致すること

- (1) 県内に定住し、県内で継続的に活動されること。
- (2) 製造実務経験が3年以上あること。
- (3) 年収の2/3以上が、民工芸品等の製造販売によること。

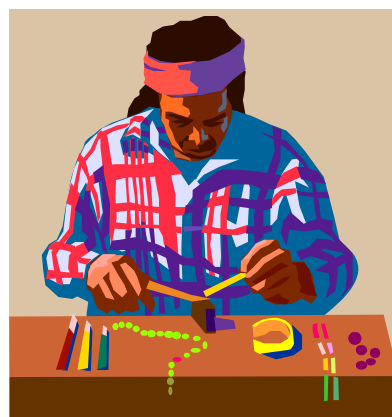
民工芸品には、陶磁器、郷土玩具、木・竹製品、鍛冶製品、織物・染物などがありますが、郷土民工芸品製造者だけでなく、広く民工芸品を製造されている方を対象とします。

3 補助対象事業

- (1) 展示会の開催、見本市への参加
- (2) 販路開拓の調査
- (3) 新商品等の広報活動 等

4 補助率及び補助金額等

- (1) 補助率：補助対象経費の1/2
- (2) 補助金額：2事業所以上のグループ：30万円以内
個人又は個事業所（個展・親子展等）
：15万円以内
- (3) 募集期間：随時
ただし、補助金予算額が満額になり次第、締め切ります。



5 補助対象経費

経費区分	内 容
旅 費	旅費
庁 費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、宣伝広告費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、保険料

< 問い合わせ先 > 県市場開拓室